

醫療費助成

## 医療費の助成制度を

(重度心身障害者医療費・ひとり親家庭等医療費・乳幼児等医療費)

町では健康の保持と福祉の増進を目的として、医療費（自己負担額）の全部または一部の助成を行っています。

## ◆制度の対象者

各制度にあげる対象要件のいづれかに該当し、かつ該当する本人および該当者の生計を主として維持している方の前年（平成21年の所得が一定未満（表1参照）の方。

重度心身障害者医療費助成制度

- 身体障害者手帳交付
- 1級の方
- 2級の方
- 3級の方（内部障害の方のみ）
- 療育手帳
- A判定の方

- 6歳到達後の最初の○就学前 乳幼児等医療費助成制度

- 6歳到達後の最初の3月31日までの乳幼児
- 小学生
- 6歳到達後の最初の4月1日から12歳到達後の最初の3月31日まで

表1 所得制限の限度額

扶養親族の数	所得額（円）		
	重度心身障害者医療	ひとり親家庭等医療	乳幼児等医療
0人	6,287,000	2,360,000	5,320,000
1人	6,536,000	2,740,000	5,700,000
2人	6,749,000	3,120,000	6,080,000
3人以上	213,000円ずつ加算	380,000円ずつ加算	380,000円ずつ加算

※扶養親族の方の状況によって、金額が加算される場合があります。また、所得額の算出の際には制度によって控除額が異なります。詳しくは問い合わせください。

## ◆助成の内容

- 3歳未満の方および住民税非課税  
世帯に属する3歳以上の方

## 重度心身障害者医療費助成制度

孝公之等因病費用反帶

- 就学前の乳幼児小学生
  - 入院や入院外の医療費に係る自己負担額（食事療養標準負担額を除く。）の全額
  - 入院や指定訪問看護の医療費に

小学生

## ひとり親家庭等医療費助成制度

學外傳等圖書費時所用

- 通院1万2千円（個別）こと
  - 通院と入院 4万4400円
  - （世帯ごと）

## 住民税課税世帯の3歳以上の方

- 住民税課税世帯の3歳以上の方  
医療費の1割相当額が自己負担となりますが、月額の自己負担上限額を設定しています。

- 医療費の自己負担額(食事療養標準負担額、生活療養標準負担額等を除く。)を助成します。ただし、初診時一部負担金(医科5

係る自己負担額(食事療養標準負担額を除く。)の全額もしくは一部

### 医療費の自己負担額

- 住民税課税世帯 1割

- 住民税非課税世帯 無料(ただし指定訪問看護の基本利用料(1割)は自己負担)

### ◆受給者証の更新

有効期限は8月1日から翌年の7月31日です。

前年の所得による資格の判定を行うため、提出いただいている同意書に基づいて所得等の確認を行い、該当された方には7月中に新たな受給者証をお送りします。

なお、生計維持者が町外にお住まいの場合など、所得の確認がこちらでできないときは、別途更新の手続きをお願いすることがあります。

- ※乳幼児等医療費助成制度のうち、小学生の更新は自動ではありませんのでご注意ください。

### ◆問い合わせ先 町民課国保医療

(☎【幕】54-6602)

## 小規模修繕

# 小規模修繕契約希望者登録を受け付けします

### ◆小規模修繕契約希望者とは

平成20年7月より実施している本制度は、町が発注する小規

模な修繕の受注希望者の登録を受け付け、町内小規模事業者の受注を拡大し、就業機会の確保と町内経済の活性化を図るもの

です。

### ◆登録対象者

建設工事入札資格を有しない、町内に本社・本店を有する法人、または町内に住所を有する個人事業主。

### ◆対象となる契約

内容が軽易で、かつ履行が容易な修繕の契約で、その予定価格が30万円未満のもの。

### ◆登録の申請

登録を希望される方は、次の書類を総務課管財係へ提出してください。

- (1) 小規模修繕契約希望登録申請書  
(様式第1号)

- (2) 法人は商業法人用の履歴事項全す。  
※様式は総務課管財係にあります。

部証明書(法務局発行)、個人は代表者の住民票抄本と身分証明書(町発行)

- (3) 資格、許可が必要な業種を希望される方はその資格証、許可証の写し
- (4) 町税に係る納税証明書(滞納がないことの証明書)
- (5) 振込先口座登録書

### ◆登録・有効期間

平成22年7月1日から20までの受け付け分は、8月1日付けで登録します。以降、毎月20日まで受け付けしたものとそれぞれ翌月の1日付けで登録します。

登録の有効期間は、平成22年8月1日以後の登録日から平成

24年7月31日までの最長2年間です。その後は2年ごとに新たに受け付けし、登録します。

### ◆登録者名簿の取り扱い

登録者名簿は総務課管財係で公開し、町が小規模修繕を投注する際の事業者選定の対象となります。

### ◆問い合わせ先 総務課管財係

(☎【幕】54-6608)



※申請書の受け付けは、7月1日(木)から総務課管財係(役場庁舎3階)で随時行います。  
前回登録された法人や個人の方は、7月末で登録有効期間が満了しますので、新たに申請が必要となります。